

公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事施行事務取扱要綱〈新旧対照表〉

改正後	現 行
<p>第1条 略 (発注の見通しの公表)</p> <p>第2条 当該年度に発注することが見込まれる予定価格が250万円以上の工事の名称、場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法並びに入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期、以下「発注の見通し」という。)について、毎年4月30日及び10月1日までに工事発注見通し一覧表(第1号様式)により公表するものとする。ただし、公表期日において既に公表した発注見通しについては、<u>この限りでない。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第3条～第5条 略 (設計金額等の管理)</p> <p>第6条 歩掛、設計単価、設計金額、予定価格等について厳正な管理に努め、特に設計金額及び予定価格に係る機密の保持について留意するものとする。ただし、入札前に予定価格を公表して行う場合の予定価格については、<u>この限りでない。</u></p> <p>第7条～第8条 略 (入札)</p> <p>第9条 1～4 略</p> <p>5 入札執行者は、開札の時までに、入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要</p>	<p>第1条 略 (発注の見通しの公表)</p> <p>第2条 当該年度に発注することが見込まれる予定価格が250万円以上の工事の名称、場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法並びに入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期、以下「発注の見通し」という。)について、毎年4月30日及び10月1日までに工事発注見通し一覧表(第1号様式)により公表するものとする。ただし、公表期日において既に公表した発注見通しについては、<u>この限りではない。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第3条～第5条 略 (設計金額等の管理)</p> <p>第6条 歩掛、設計単価、設計金額、予定価格等について厳正な管理に努め、特に設計金額及び予定価格に係る機密の保持について留意するものとする。ただし、入札前に予定価格を公表して行う場合の予定価格については、<u>この限りではない。</u></p> <p>第7条～第8条 略 (入札)</p> <p>第9条 1～4 略</p> <p>5 入札執行者は、開札の時までに、入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日青監第323号。以下「指名停</p>

領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、入札に参加させないものとする。

6～9 略

第10条～第12条 略

(請負契約の締結)

第13条 落札者が決定したときは決定の日から7日以内に、随意契約の相手方を決定したときは遅滞なく、工事請負契約締結伺(第7号様式)により青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)別記第2に規定されている契約約款を標準として建設工事請負契約書(第8号様式)を取り交わすものとする。ただし、落札者からの書面による申出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2～3 略

(随意契約時における選定理由等の公表)

第14条 随意契約により契約を締結したときは、見積一覧表により、契約の相手方を選定した理由及び予定価格を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えない工事に係る契約の相手方を選定した理由については、この限りでない。

2 略

第15条～第18条 略

第1号様式～第3号様式 略

止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、入札に参加させないものとする。

6～9 略

第10条～第12条 略

(請負契約の締結)

第13条 落札者が決定したときは決定の日から7日以内に、随意契約の相手方を決定したときは遅滞なく、工事請負契約締結伺(第7号様式)により青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)別記第2に規定されている契約約款を標準として建設工事請負契約書(第8号様式)を取り交わすものとする。ただし、落札者からの書面による申出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りではない。

2～3 略

(随意契約時における選定理由等の公表)

第14条 随意契約により契約を締結したときは、見積一覧表により、契約の相手方を選定した理由及び予定価格を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えない工事に係る契約の相手方を選定した理由については、この限りではない。

2 略

第15条～第18条 略

第1号様式～第3号様式 略

第4号様式（第5条関係）

その1（指名競争入札による場合）

番 号

年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に係る指名競争入札の執行について（通知）

下記の工事について、貴社（殿）を指名しましたので、入札に参加してください。

なお、本件入札を希望しない場合には、参加しないことができますが、その場合は入札辞退届を提出してください。

また、本件入札に参加する場合は、経営事項審査（第4号様式の2）及び指名停止の措置等（第4号様式の3）に係わる書類を期日までに提出してください。

記

1～14（5）略

(6) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、開札前には、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間には、契約を締結しないこととする。

第4号様式（第5条関係）

その1（指名競争入札による場合）

番 号

年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に係る指名競争入札の執行について（通知）

下記の工事について、貴社（殿）を指名しましたので、入札に参加してください。

なお、本件入札を希望しない場合には、参加しないことができますが、その場合は入札辞退届を提出してください。

また、本件入札に参加する場合は、経営事項審査（第4号様式の2）及び指名停止の措置等（第4号様式の3）に係わる書類を期日までに提出してください。

記

1～14（5）略

(6) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日付け青監第323号）に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、開札前には、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間には、契約を締結しないこととする。

15 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

16 略

15 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

16 略

第4号様式（第5条関係）

その2（随意契約による場合）

番 号  
年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に係る見積書の徴収について（通知）

下記の工事について、貴社（殿）から見積書を徴収したいので、見積りに参加してください。

なお、都合により本件見積りに参加することができないときは、あらかじめ、見積辞退届を提出してください。

また、本件見積に参加する場合は、経営事項審査（第4号様式の2）及び指名停止の措置等（第4号様式の3）に係わる書類を期日までに提出してください。

記

1～11 略

12 見積書記載金額等

- (1) 契約の相手方決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である

第4号様式（第5条関係）

その2（随意契約による場合）

番 号  
年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に係る見積書の徴収について（通知）

下記の工事について、貴社（殿）から見積書を徴収したいので、見積りに参加してください。

なお、都合により本件見積りに参加することができないときは、あらかじめ、見積辞退届を提出してください。

また、本件見積に参加する場合は、経営事項審査（第4号様式の2）及び指名停止の措置等（第4号様式の3）に係わる書類を期日までに提出してください。

記

1～11 略

12 見積書記載金額等

- (1) 契約の相手方決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100分の8 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である

か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 見積書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 見積額は、この見積書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

13 略

第4号様式の2～第5号様式 略

か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 見積書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 見積額は、この見積書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

13 略

第4号様式の2～第5号様式 略

第6号様式(第10、第12条関係)

平成 年 月 日施行	入札執行者		立合者	
入開札一覧表(見積一覧表)				
工事番号		施工場所		
工事名				
予定価格(消費税抜き)				
入札業者 (指名業者名)(見積業者名)	入札書記載金額(見積書記載金額)		備考	
	第一回	第二回		
指名理由 (随契理由)				

注1 入札金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の 100分の10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

2~4 略

第7号様式~第10号様式 略

第6号様式(第10、第12条関係)

平成 年 月 日施行	入札執行者		立合者	
入開札一覧表(見積一覧表)				
工事番号		施工場所		
工事名				
予定価格(消費税抜き)				
入札業者 (指名業者名)(見積業者名)	入札書記載金額(見積書記載金額)		備考	
	第一回	第二回		
指名理由 (随契理由)				

注1 入札金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の 100分の8 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

2~4 略

第7号様式~第10号様式 略

